

職場における熱中症対策義務化の実務対応について



2025年6月1日より、労働安全衛生規則の改正により、職場における熱中症対策が事業者の義務となりました。これは、近年増加する熱中症による労働災害を防ぐための重要な措置であり、怠った場合には罰則もありますので、事業者として必要な対応を実施できるよう内容を解説します。

1 事業者の主な義務内容

(1) 義務化の対象となる作業等

「暑熱な場所において連続して行われる作業など熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業」が今回の措置の対象となりますが、具体的には「暑さ指数(WBGT) 28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」が該当します。

業種別では、屋外炎天下での作業が多い建設業、運送業、警備業、製造業等に熱中症が多発しており、その他、工場や倉庫等の屋内であっても、高熱を発する設備がある、空調設備が十分でない場合等も、対策を講じた方が良いと考えます。

また、業種に関わらず、営業回りやイベント等の業務でも熱中症が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

(2) 具体的な実施事項

①報告体制の整備、②実施手順作成、③関係者への周知が、今回義務付けられた主なものです。

① 熱中症患者の報告体制の整備

熱中症の自覚症状がある労働者、または熱中症が疑われる労働者を発見した者が、速やかに会社に報告できるよう体制を整備します。具体的には、連絡先や担当者、連絡方法などを明確に定める必要がありますが、緊急連絡網を活用する方法などが考えられます。また、医療機関への搬送等も想定し、近くの病院の連絡先等も報告先とともに定めておくことより良いでしょう。

② 実施手順の作成

熱中症が疑われる者を発見した場合の具体的な対応手順(作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送など)を作成します。熱中症による死亡例のほとんどが初期症状の放置や対応の遅れであることから、いざという時の応急救置の手順を定めておくことが重要です。

③ 関係者への周知

上記の①及び②の内容を、熱中症のおそれのある作業に従事する関係者に周知します。具体的には、文書の配布、メール等の送信、作業場等への掲示、社内イントラネット等の共有が考えられます。

2 実務上のリスク

(1) 罰則の適用

今回の改正で客観的な基準が明確になったことにより、対策を怠った場合に罰則を適用しやすくなったとも言えます。対策を怠った場合、たとえば、行政指導や是正勧告、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があります。

(2) 安全配慮義務

使用者は、労働者の生命・身体の安全を確保するために必要な配慮や注意義務があります。熱中症対策を怠り、労働者が熱中症になった場合には、安全配慮義務違反の責任が問われるリスクもあります。

(3) 個別配慮の必要性

労働人口の高齢化等もあり、高齢者や持病のある労働者など、熱中症リスクの高い従業員に対しては、より一層の注意と配慮が必要です。

今回の改正は、熱中症の重篤化を防止し、事業者が労働者の安全と健康を守るための、より具体的で踏み込んだ対策を講じることを求めています。厚生労働省(<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)や環境省(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)の各熱中症予防情報サイトも参考にいただき、具体的対策に取り組んでください。地球温暖化に伴い、熱中症のリスクが無くなる事は考え難いため、単に義務として捉えず、従業員の健康を守り、生産性を維持するため、積極的かつ計画的に熱中症対策をして行きましょう。

CONTENTS

- 01.区分所有法等マンション関係法改正の概要
- 02.「EXPO 2025 大阪・関西万博」の協賛金・従業員への入場券交付／割引に関する税務上の取扱いについて
- 03.「スマート変更登記」開始に伴う検索用情報の申出約について
- 04.職場における熱中症対策義務化の実務対応について

解説動画を是非
ご覧ください



NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP:<http://nts-cgr.jp/>

■ NTS 総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
■ NTS 総合弁護士法人 ■ NTS 丸の内社会保険労務士法人
■ NTS 総合司法書士法人



NTS 総合コンサルティング
グループ

代表 吉井 清信

拝啓 酷暑の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、遂にトランプ新関税が25%で通告されました。交渉期限は8月1日に延長されましたので、どうなるか予断を許さないところですが、どちらにしても相当な譲歩を求められそうで、国内経済への影響が懸念されるところです。

ところで、昨今、ChatGPT(チャットジーピーティ)という言葉を目にすることが多くなったかと思います。米OpenAI社の開発した対話型のAIチャットサービスですが、人間のように自然な文章を生成する能力を持ち、質問への回答や文章の作成、翻訳、要約、プログラミング支援

など、幅広い用途に活用されていますが、皆様は実際に利用されていますでしょうか。

ChatGPTは、企業の生産性向上においても非常に強力なツールとして注目されています。特に、日本企業では、業務効率化やコスト削減、働き方改革の一環として導入が進んでいます。例えば、就業規則やマニュアルを外国人向けにわかりやすい日本語に変換することが一瞬で可能です。

あらゆる企業が構造的な人手不足にある中で、生産性向上は重要な課題となっていますので、ChatGPTを積極的に導入することをお勧めします。



NTS 総合弁護士法人

区分所有法等 マンション関係法改正の概要

マンションは我が国の重要な居住形態の一つですが、一方で、建物と居住者の「2つの老い」が進行し、外壁の剥落等の危険や集会決議の困難化が問題となっています。そこで、マンションの管理・再生の円滑化等のため、マンション関係法(区分所有法・マンション管理適正化法・マンション建替円滑化法)の改正が行われ、令和8年4月1日から施行される予定です。

1 管理の円滑化等

(1) 適正な管理を促す仕組みの充実 (マンション管理適正化法)

新築時から適切な管理や修繕が行われるよう、分譲事業者が管理計画を作成し、管理組合に引き継ぐ仕組みが導入されます。

また、マンション管理業者が管理組合の管理者(代表

→次ページに続く

登記

「スマート変更登記」開始に伴う
検索用情報の申出について

1 「スマート変更登記」とは

不動産の所有者は、令和8年4月1日から氏名・住所変更登記が義務化されることについては、過去にお伝えしたことがあると思います。「スマート変更登記」とは、この義務を軽減するために、所有者が変更登記の申請をしなくても、法務局の登記官が住基ネット情報を検索し、所有者の氏名・住所の変更が確認できた場合に職権で登記を行う制度をいいます。

2 検索用情報の申出とは

法務局の登記官が住基ネット情報を検索するためには、所有者の情報を登記官が把握している必要があります。不動産所有者の住所、氏名、生年月日といった検索用情報をあらかじめ申請しておく必要があります。

そこで、令和7年4月21日から、スマート変更登記の準備段階として、不動産の所有権移転登記等の登記を申請する際に、所有者の検索用情報を併せて申請書に記載することが必要になりました。また、すでに所有者として登記されている方についても、検索用情報を申請することができるようになりました。

なお、所有者が海外に住所を有する方である場

合や法人の場合には、検索用情報を申請することはできません。

3 検索用情報の内容

申請する検索用情報の内容は、住所、氏名（ふりがなを含む）、生年月日及びメールアドレスです。メールアドレスは、登記官が職権で住所等変更登記を行うにあたりその可否をメールで確認したり、職権登記が完了したことを所有者にメールで通知するためのものです。

なお、メールアドレスがない場合には、メールアドレスがない旨を申請することとなります。その場合には、登記官が職権で住所等変更登記を行うにあたり、その可否を確認するための書面を郵送で所有者に送付することになるようです。

4 検索用情報の申請が完了した場合

検索用情報の申請が完了した場合には、申請された検索用情報や不動産情報等が検索用情報管理ファイルに記録されます。また、申請が完了した旨、立件番号や日付、不動産番号、認証キー、管轄法務局等の情報が、上記の③で申請したメールアドレスに送信されます。認証キーは、申請したメールアドレスを変更したい場合などに必要となります。

者)を兼ねて工事等の受発注者となる場合、利益相反の懸念があるため、自己取引等について区分所有者への事前説明が義務化されます。

② 集会決議の円滑化
(区分所有法)

区分所有権の処分を伴わない事項（修繕等）の決議につき、これまでは全区分所有者による多数決が必要とされていましたが、集会出席者の多数決によることが可能となります。

また、裁判所が認定した所在不明者を全ての決議の母数から除外する制度が創設されます。

③ マンションに特化した財産管理制度
(区分所有法・マンション管理適正化法)

管理不全の専有部分・共用部分等を、裁判所が選任する管理人に管理させる制度が創設されます。

2 再生の円滑化等

① 新たな再生手法の創設
(区分所有法・マンション建替円滑化法)

これまで全区分所有者の同意が必要だった建物の取壊し、建物・敷地の一括売却、一棟リノベーションについて、建替えと同様に5分の4以上の多数決(※耐震性不足等の場合

4分の3、政令指定災害による被災の場合3分の2)で決議できるようになるとともに、これらの決議に対応した事業手続等(組合設立、権利変換計画、分配金取得計画等)が整備されます。

② 多様なニーズに対応した建替え等の推進
(マンション建替円滑化法)

隣接地や底地の所有権等について、建替え等の後のマンションの区分所有権に変換することが可能となりました。これにより、隣接地等の取込みに係る合意形成が促進されます。また、耐震性不足等で建替え等をする場合における特定行政庁の許可による高さ制限の特例が創設されます。

3 地方公共団体の取組の充実

① 危険なマンションへの勧告等
(マンション建替円滑化法・マンション管理適正化法)

都道府県知事等が、外壁剥落等の危険な状態にあるマンションの区分所有者に対する報告徴収、助言指導・勧告、あっせん等を行えるようになります。

② 民間団体との連携強化
(マンション管理適正化法)

区分所有者の意向把握、合意形成の支援等の取組を行う民間団体(支援法人)の登録制度が創設されます。

会計・税務 NTS総合税理士法人

「EXPO 2025 大阪・関西万博」の
協賛金・従業員への入場券交付／割引
に関する税務上の取扱いについて

1 資金提供による協賛金について

「EXPO 2025 大阪・関西万博」に協賛企業が支出する資金は、2025年日本国際博覧会協会から提供される特典を通じて広告宣伝効果を伴うため、原則として「広告宣伝費」として扱われます。協賛特典には公式ロゴやキャラクターの使用なども含まれますが、これらの費用も全体として広告宣伝活動の一環とみなされ、個別に区分する必要はありません。支払い方法が一括であっても分割であっても、協賛契約日から大阪・関西万博終了予定日(2025年10月13日)までの期間に応じて、費用を按分し、損金または必要経費に算入することが認められます。

なお、出版権の対価に該当する可能性がある費用についても、繰延資産として処理した場合であっても、最終的には広

告宣伝期間に応じて償却されるため、特別な区分処理は不要とされています。

消費税に関しては、協賛企業等が広告宣伝の内容に応じて同協会へ提供する金銭については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当すると考えられます。

2 従業員に対する入場券の無料交付／割引販売等について

企業がまとめて購入した大阪・関西万博の入場券を、取引先等や従業員へ無償で交付するほか、従業員に対して割引価格で販売するケースもあります。

税務上、大阪・関西万博の入場券の購入費用については、

「企業等が従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合の入場券の購入費用及びその見学のために通常要する交通費、宿泊費等は福利厚生費に該当する」とされています(国税庁 文書回答事例『「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」に係る費用の税務上の取扱いについて」より)。

企業が従業員の慰安等のために購入した入場券の購入費用を福利厚生費として処理をするには、以下の3つの前提に注意する必要があります。

- ① 入場券を希望する全従業員を対象に交付する
- ② 入場券は、購入企業において従業員又はその家族が使用することを条件に交付するものとし(転売や他人への譲渡は禁止)、従業員が実際に使用したことについては事後的に報告をさせる
- ③ 交付を希望しない従業員に対し、入場券の代わりに金銭

を給付する等の対応は行わない

従業員に対し入場券の割引販売をした場合も、入場券の購入費用に係る取扱いは同様です。全従業員分の入場券を確保できず、人数を限定して割引販売を行ったとしても、取扱いが異なることはないとされています。

人数を限定して割引販売をする場合、販売に関する情報が全従業員に向けてオープンにされ、すべての従業員に対して手を挙げる機会が与えられていることなどが前提となります。

部門や職位などにより対象者を限定して入場券の割引販売を行った場合は、従業員に対する給与等として取り扱われる可能性がある点に注意が必要です。

なお、従業員から受け取った代金は「雑収入」として計上することになります。